

事務連絡

平成23年5月18日

各私立高等学校
各私立専修学校
各私立各種学校

} 御中

岩手県総務部法務学事課私学振興担当

東日本大震災に伴う各学校養成施設等における学生・生徒のボランティア活動に関する単位

付与について

このことについて、別添写しのとおり通知がありましたので、お知らせします。

【担当】私学振興担当 小野寺

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：hiro-onodera@pref.iwate.jp

この通知は下記のアドレスからもダウンロードできます。

<http://www.pref.iwate.jp/view.rbz?cd=25963&ik=0&pnp=14>

事務連絡
平成23年5月11日

都道府県教育委員会
都道府県私立学校担当部局
国公私立大学
都道府県医務主管部局
地方厚生局健康福祉部
四国厚生支局健康福祉課

} 御中

文部科学省初等中等教育局
文部科学省高等教育局
厚生労働省医政局
厚生労働省健康局
厚生労働省雇用均等・児童家庭局

東日本大震災に伴う各学校養成施設等における学生・生徒の ボランティア活動に関する単位付与について

今般の東日本大震災の発生に伴い、各学校養成施設等における学生・生徒のボランティア活動について、下記のとおり考えておりますので、各都道府県及び地方厚生局におかれましては、管内の学校養成施設等に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、国公私立の各大学に対しては、別途平成23年4月1日付け23文科高第7号「東北地方太平洋沖地震に伴う学生のボランティア活動について（通知）」において周知を行ったものと同旨ですので、念のため申し添えます。

記

1. ボランティア活動に関する単位付与について

各学校養成施設等の学生・生徒が行うボランティア活動が授業の目的と密接に関わる場合は、各学校養成施設等の判断により、ボランティア活動の実践を授業の一環として位置づけ、基礎分野の科目（准看護師養成所にあっては、基礎科目の「その他」の科目。理容師養成施設及び美容師養成施設にあっては、



選択必修科目。保育士養成施設にあっては、教養科目。)として単位を付与することとして差し支えない。

なお、各学校養成施設等においては、証明書を取得するなどして学生・生徒が行ったボランティア活動の把握をしておくこと。

2. 本事務連絡の対象職種

本事務連絡において示した取扱いは、以下の学校養成施設等の運営に適用すること。

- ・ 看護師
- ・ 准看護師
- ・ 歯科衛生士
- ・ 診療放射線技師
- ・ 臨床検査技師
- ・ 理学療法士
- ・ 作業療法士
- ・ 視能訓練士
- ・ 臨床工学技士
- ・ 義肢装具士
- ・ 救急救命士
- ・ 言語聴覚士
- ・ あん摩マッサージ指圧師
- ・ はり師
- ・ きゅう師
- ・ 柔道整復師
- ・ 管理栄養士
- ・ 栄養士
- ・ 理容師
- ・ 美容師
- ・ 保育士

(参考)

東北地方太平洋沖地震に伴う学生のボランティア活動について(通知)

23文科高第7号
平成23年4月1日

各国公私立大学長
各公私立短期大学長 殿
各国公私立高等専門学校長

文部科学副大臣
鈴木 寛
(印影印刷)

東北地方太平洋沖地震に伴う学生のボランティア活動について(通知)

このたびの東北地方太平洋沖地震等により被害や影響を受けている大学及び高等専門学校(以下「大学等」という。)においては、被災した学生の修学上の配慮等について、文部科学省から発出した通知等を踏まえ、既に様々な対応を講じていただいておりますこと改めて感謝申し上げる次第です。

今後、災害復旧の進捗状況に応じて、ボランティア活動への参加を希望する学生が出てくることが見込まれます。

学生が、大学等の内外において、学修成果等を活かしたボランティア活動を行うことは、将来の社会の担い手となる学生の円滑な社会への移行促進の観点から意義があるものであることから、被災地等でボランティア活動を希望する学生が、安心してボランティア活動に参加できるよう、下記の諸点にも配慮して、引き続き学生への指導等をよろしくお願い申し上げます。

記

1. ボランティア活動のための修学上の配慮

ボランティア活動参加者に対し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価、休学した場合のきめ細かな履修対応などを通じ、学生がボランティア活動に参加しやすい環境作りに配慮すること。

各大学等の判断により、ボランティア活動が授業の目的と密接に関わる場合は、ボランティア活動の実践を実習・演習等の授業の一環として位置付け、単位を付与することができる。

ボランティア活動のため休学する場合、その期間の学費の取扱など学生の便宜のための必要な配慮を図ることが考えられること。

2. ボランティア活動に関する安全確保及び情報提供

ボランティア活動は内容によっては危険を伴うものもあることから、参加する学生に対し事前に安全管理の徹底やボランティア保険等(参考1「学生ボランティア活動に関わる保険の例」参照)への加入を呼びかけるなど適切な指導に努めること。

被災地における状況や学生ボランティアによる支援要請等に関する情報について、文部科学省ポータルサイト(参考2「子どもの学び支援ポータルサイト」参照)などを活用しつつ、学生に情報提供を行うこと。